

NPO法人POSSEとは？

若者自身の手で、若者の労働環境や格差・貧困を改善することを目指して活動しているNPO法人です。現在、労働相談活動の他に、高校での労働法の教育事業、調査活動、雑誌の発行など、多くの事業を手がけています。

POSSEXメディア

POSSEXは朝日新聞、毎日新聞、NHKなど多数のメディアに取り上げられ、弁護士や大学教授にも多くの賛同人がいます。また代表・今野晴貴は著書『マジで使える労働法』(イースト・プレス、2009、定価998円)で、労働法の活用の仕方を解説しています。

誰がどうやって運営しているの？

主に20代・30代の若者(若手社会人と学生)が運営しています。会員は約230人、会費・各種助成金・寄付金等で資金を賄っています。

POSSEの活動に参加したいのですが...

職場をよむたい、社会をよむたいというような真剣な思いを持っている方、大歓迎です。ぜひご連絡ください。

『働き過ぎから身を守るー長時間労働とホルマール』をテーマに、セミナーを開催します

いわゆる「フレッック企業」では、従業員に厳しいホルマールを課し、長時間働かざるを得ない状況に追い込む働かせ方が見られます。「フレッック」とはいえぬい企業でも、ホルマールや長時間労働は社員にとって無縁の問題ではありません。本セミナーではホルマール・長時間労働の2点にポイントを絞り、働き過ぎから身を守るための知識を弁護士の先生にお話しして頂きます。詳しくはPOSSEのホームページ (<http://www.npoposse.jp/>) をご覧ください。

[日時] 1月30日(日) 14:00~16:35
[場所] 渋谷区立勤労福祉会館第四洋室(渋谷区神南1-19-8)

NPO法人POSSE

東京都世田谷区下北沢 5-32-5 シェルボ下北沢 301

03-5779-1890

info@npoposse.jp



職場のトラブルに
悩んでいませんか？

NPO 法人 POSSE 主催

TEL: 0120-987-215 (無料)

解雇・リストラ パワハラ・いじめ
相談ホットライン 相談ホットライン
1月23日 13:00~18:00 1月30日 13:00~17:00

POSSEは職場のトラブルを解決するため、ホットラインを開設しています。今すぐ何とかしたいことがある方も、いざという時のためにどうしよう選択肢があるのか知っておきたいという方も、無料で相談を受け付けています。解雇・リストラ/パワハラ・いじめ以外の相談でも対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

NPO法人POSSEは、職場の問題について、電話・メール・FAXにて労働相談を受け付けています。毎月20件ほどの相談を受け、解決にも導いています。

ここでは、12月の相談から2件を紹介します。なおここに載せてある事例は、個人情報保護の観点から加工がされています。

十二月の相談ケース①

契約社員の女性からの相談です。恒常的にサービス残業や休憩時間中の労働を強制されています。このようなことは入社後に分かり、断れば「クビにしてやる」と脅されます。また同僚が体調不良で1日休んだだけで解雇されました。相談者はこのような不安定で人権を無視した働き方により、うつ病を発病しました。労働災害（労災）の申請を考えているが、どのように申請すればいいのかという相談でした。

解説

労災申請時に大事なものは、原因が職場にあることを具体的に示す証拠を揃えることです。ICレコーダーなどで発言を録音したり、一日の業務内容の記録をとったりすると証拠になります。いつ・どこで・だれに・何を言われたかというように、より詳細なメモをとることが大切です。実際の労働時間についても、タイムカードだけでなく、メモも十分な証拠となります。

休憩時間に関しては、8時間以上の労働に対して1時間以上の休憩を取らなければなりません。また、残業に対しては割増賃金を払うことが法律で定められています。

しかし、今回の事例のように実際に職場ではこれらの法律が守られておらず、うつ病になってしまうような職場環境が増えています。こうした職場環境を変えるためには、ユニオン（個人加盟型労働組合）に加入して会社と交渉することなどにより、労働者と会社の力関係を対等なものにしていくことが必要です。また、うつ病になる前に相談することも大切です。一度うつ病になると会社と交渉しようと思っても困難になってしまうからです。

対処

相談者の抱えている問題は、相談者（労働者）と会社の力関係のバランスが離れすぎていることが原因だと考えられます。そのため今回はユニオンを紹介し、

会社と交渉しながら労災申請をすることをアドバイスしました。また、うつ病により一人では労災申請の手続きが困難なため、POSSEの事務所に来所してもらい、労災申請と未払い残業代の計算の協力をすることになりました。

十二月の相談ケース②

正社員の男性からの相談です。勤務先の閉鎖に伴い、勤務地を遠方に変更することを書面で命じられました。しかし住居を変更することは難しいので、有給休暇を取ったうえで会社と交渉を行い、会社側の都合による退職をしたいという相談でした。

解説

会社を辞めたとき、雇用保険の給付が受けられると大きな支えになります。通常、雇用保険の基本手当を受給するには、離職前の2年間に12ヶ月以上保険料を払っていないければなりません。しかし、事業所の廃止に伴う離職などの場合は「特定受給者」となり、離職前の1年間に6ヶ月以上払っていれば受給することができます。

また、「正当な理由がなく自らの都合で辞めた」場合は、離職してから3ヶ月間は給付を受けることができず、給付期間も短くなる場合があります。自分から離職する場合でも、その理由が会社側にある場合は、それを示す証拠をとっておくとよいでしょう。（証拠についてはケース①を参照。）

年次有給休暇については、さかのぼって請求できるのが2年間までなので、2年間の未使用分を利用することができます。

対処

雇用保険制度を一通り説明し、またこの相談ケースの法的な論点を明らかにした上で、相談者が自分で会社と交渉することにしました。

今回紹介したケースのように、一人では対処することが難しい職場のトラブルは沢山あります。けれども、適切な手段を利用すれば、解決できる場合も多々あります。ぜひ一度POSSEにご相談ください。POSSEではホットラインの時以外でも、24時間相談を受け付けています。常時つながる連絡先は裏面に記載しています。